

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年八月二十九日奈良県指令建第一〇二―二二〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月二十七日建第九五三七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字檜前七七〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市五条野町四二四番地 ルーエンハイム一〇六
山本優樹

一 許可番号

令和元年十一月十九日奈良県指令建第一〇四―九五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月二十七日建第九五三八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字西代二六〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉野郡大淀町大字下淵一六―一―一〇二
上田通康

一 許可番号

令和元年七月十七日奈良県指令建第一〇四―二二一号

令和元年十一月二十五日奈良県指令建第一〇四―二二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月二十九日建第九五三九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大泉一五四番一及び一五五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字粟殿一〇一五番地の二

株式会社スポーツシティアラキ 代表取締役 越出育子